

防災対策

1．災害対応分野での民間との連携について

(1) 阪神・淡路大震災の際には民間企業の力を活かして避難所への救援物資供給、道路上の土砂の除去、罹災証明に基づく貸付金給付等が行われた（資料－１）

(2) 平成 14 年 12 月に設置された「企業と防災に関する検討会議」（防災担当大臣主催）において、平成 15 年 4 月に「企業と防災～今後の課題と方向性～」を取りまとめた。本報告では、災害時の生活必需品調達、応急対策工事等について、費用負担等を明確にした上で企業と行政機関が協定を締結する等、企業と行政との連携を促進することなどが盛り込まれている。（資料－２）

(3) また、平成 14 年 4 月の中央防災会議において、小泉総理から、災害対応の分野においても市場のスピードを活かした民間の知恵と力を活かしておくことが重要であるとの趣旨の発言があり、これを受けて平成 15 年 9 月に中央防災会議において「民間と市場の力を活かした防災力向上に関する専門調査会」が設置され、民間や市場の活力の活用をテーマに、企業や地域の諸団体の活動を支援する方策の検討を行い、平成 16 年 10 月に「民間と市場の力を活かした防災戦略の基本的提言」が取りまとめられた。（資料－３）

(4) さらに、同専門調査会は、平成 17 年 10 月に、企業の防災の努力を促進する事業継続（BC）の普及のための、「事業継続ガイドライン」 防災に対する企業の取組みの評価のための、企業自身による自己評価を可能にする「自己評価項目表」等を公表。また、これらの広報周知や継続的な見直しの検討のため「企業等の事業継続・防災評価 検討委員会」を設置し、「事業継続ガイドライン」（第一版）解説書作成等の成果をあげている。

2．公共施設等の耐震化の状況

世界有数の地震大国である我が国においては、公共施設等の耐震性を確保することは重要な課題であるが、財政上の制約等から必ずしも耐震化が十分に進んでいない側面もあるものと考えられる。

(1) 公共施設の耐震化の状況

国の官庁施設の整備にあたっては、国土交通省において、用途に応じて定められる耐震安全性の目標に合わせて建築物全体としての総合的な耐震性を確保するよう整備が進められており、既存施設についても、平成 8 年 10 月に定められた「官庁施設の総合耐震診断・改修基準」等により耐震診断が実施されるとともに、必要な耐震性が確保されていない施設については、重点的・計画的に耐震化が推進されている。

国土交通省の官庁営繕部が所掌する災害応急対策活動に必要な主な官庁施設等 393 棟について、官庁施設の耐震性の基準を満足する施設は 217 棟 (55.2%) であり (平成 18 年 8 月国土交通省調査) (資料-4) また、国土交通省の官庁営繕部が所掌する主な官庁施設 (上記除く) 1,110 棟について、官庁施設の耐震基準を満足する施設は 727 棟 (65%) であった (平成 19 年 9 月国土交通省調査) (資料-5)。

地方公共団体の公共施設については、平成 18 年 6 月の総務省消防庁調査によれば、地方公共団体が所有又は管理している防災拠点となる公共施設等約 191,400 棟のうち、平成 17 年度末までには約 108,100 棟 (約 56%) の耐震性が確保されていると考えられ、平成 21 年度末までには約 114,500 棟 (約 60%) の耐震性が確保される見込みとなっている。(資料-6)

(2) 公立学校施設の耐震化の状況

文部科学省では、平成 18 年度より「安心・安全な学校づくり交付金」を創設したほか、各設置者に対して早急に耐震診断を完了し、計画的に耐震化を進めるよう指導するなど、設置者の耐震化への取り組みを指導・支援。

平成 19 年度の文部科学省調査によれば、同年 4 月 1 日現在で全国の公立小中学校 129,559 棟のうち、75,923 棟 (58.6%) が耐震性ありとされている。(資料 7)